

## 議案第34号

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月21日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

### 提案理由

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

あきる野市国民健康保険税条例（平成7年あきる野市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「22万円」を「24万円」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第22条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「並びに」を「及び」に改める部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のあきる野市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。